

松江市地域生活支援給付費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づいて松江市が行う次条に掲げる事業における松江市地域生活支援給付費（以下「給付費」という。）の支給等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 市長は、松江市が行う地域生活支援事業のうち、次に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、給付費を支給する。

- (1) 松江市移動支援事業
- (2) 松江市日中一時支援事業
- (3) 松江市地域活動支援センターⅡ型事業
- (4) 松江市訪問入浴サービス事業

(対象者)

第3条 給付費の支給対象者は、前条各号に掲げる事業ごとに、市長が別に定めるものとする。

(支給の申請)

第4条 給付費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市地域生活支援給付費支給申請書（様式第1号）及び世帯状況等申告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項において、当該申請者が自立支援給付費のサービスの受給申請を行っている場合は、世帯状況等申告書を省略することができる。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定する場合は、次の基準により支給量等を定め、その旨を松江市地域生活支援給付費支給決定（却下）通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとし、支給を却下する場合も同様に通知するものとする。

(1) ア 個別移動支援事業の支給量は、市長が特に必要と認める場合を除き、1月当たり30時間以内を基準とし、障がいの程度や日常生活動作の状況により、身体介護を伴う場合と伴わない場合に区分して決定する。

イ 通勤通学等移動支援の支給量は、市長が特に必要と認める場合を除き、1月当たり30時間以内を基準とする。

ウ グループ移動支援の支給量は、身体介護を伴わない区分に該当するものを対象とし、個

別移動支援と通勤通学等移動支援それぞれに決定された支給量の範囲内を基準とする。

- (2) 日中一時支援事業の支給量は、市長が特に必要と認める場合を除き、1月当たり5日以内を基準とする。
- (3) 松江市地域活動支援センターⅡ型事業の支給量は、市長が特に必要と認める場合を除き、1月当たり各月の日数から8日を控除した日数以内を基準とする。
- (4) 松江市訪問入浴サービスの支給量は、市長が特に必要と認める場合を除き、1週当たり2回以内かつ1月当たり10回以内を基準とする。
- (5) 支給決定の有効期間は、利用が決定された日から12箇月（翌年の当該月の末日まで）を超えない期間とする。

3 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、当該申請者に対し、支給を決定した事業毎にサービス受給者証（様式第4号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（決定内容の変更）

第6条 前条の規定により支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、支給量等の内容を変更する必要があるときは、松江市地域生活支援給付費変更申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、変更の可否を決定し、松江市地域生活支援給付費変更決定（却下）通知書（様式第6号）により当該受給者に通知するものとする。

（受給者証の記載内容等の変更）

第7条 受給者は、支給決定の有効期間において氏名又は居住地等を変更したとき、又はサービスを受ける必要がなくなったときは、14日以内に、受給者証を添えて、松江市地域生活支援給付費受給者証変更届書（様式第7号）により市長に届出なければならない。

（受給者証の再交付）

第8条 汚損、破損、紛失等の理由により受給者証の再交付が必要となった受給者は、松江市地域生活支援給付費受給者証再交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（利用の取り消し）

第9条 市長は、次に掲げる場合には、支給決定を取り消すものとする。

- (1) 受給者が給付費を受ける必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 受給者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるとき（転出先市町村で、法第28条の規定により松江市が援護を行う共同生活介護又は共同生活援助を利用する場合を除く。）。
- (3) 受給者が支給決定又は支給決定の変更の申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の取り消しを行った場合、その者に対し松江市地域生活支援給付費支給決定取消通知書（様式第9号）を交付し、受給者証の返還を求めるものとする。

（給付費の支給）

第10条 市長は、受給者が支給決定を受けたサービスを、対象事業毎に市長が指定する当該サービス事業を行う者（以下「指定事業者」という。）から受けたときは、当該サービスに要した費用について給付費を支給する。

2 給付費の額は、市長が対象事業毎に定める別表1及び2の基準により算出した額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額。）の100分の90に相当する額とする。

3 受給者が同一の月に受けた対象事業のサービスに要した費用、法第5条及び法附則第20条に規定される障害福祉サービスに要した費用の額及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2に規定される障害児通所支援に要した費用の額の合計額（以下「サービス費合計額」という。）から、前項の規定により算定された当該同一の月における給付費、法第29条及び法附則第21条に規定される介護給付費及び訓練等給付費並びに児童福祉法第21条5の3に規定される障害児通所給付費の合計額（以下「給付費合計額」という。）を控除して得た額が、次条に規定する負担上限月額を超えるときは、当該受給者に支給する給付費の額は、前項の規定に関わらず、サービス費合計額から負担上限月額を控除した額とする。

（負担上限月額）

第11条 負担上限月額は、次の各号に定める額とする。

（1） 法第19条の規定により松江市から介護給付費等の支給決定を受けた者については、当該支給決定の際に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号。以下「施行令」という。）第17条の規定により算出された額とする。

（2） 前号に掲げる者以外の者については、施行令第17条の規定を準用して市長が決定するものとする。

（給付費の請求及び支払）

第12条 給付費の支給を受けようとする受給者は、松江市地域生活支援給付費請求書（様式第10号。以下「給付費請求書」という。）に指定事業者の領収書を添付して市長に提出しなければならない。

（代理受領）

第13条 市長は、受給者が指定事業者を支払うべき費用について、給付費として支給すべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該指定事業者を支払うことができる（以下「代理受領」という。）。

2 前項の代理受領を行う指定事業者は、予め松江市と松江市地域生活支援給付費の代理受領に関する協定書（様式第11号）を締結するものとする。

3 指定事業者が代理受領を行う場合は、請求書（様式第12号）、請求明細書（様式第13号）、サービス実績記録票（様式第14号）を作成し、サービスを提供した月の翌月の10日までに市長へ請求するものとする。

4 市長は、請求書及び関係書類を審査し、請求が適正であると認めた場合は、当該請求月の末日までに給付費を支払うものとする。

5 受給者が受けた同一の月におけるサービス費合計額から給付費合計額を控除して得た額が、当該受給者の負担上限月額を超えるとき、又は法第 33 条に規定する高額障害福祉サービス費の基準額を超えるときは、その超える額の支払については代理受領の対象外とする。

6 代理受領による支払があったときは、受給者に対し給付費の支払があったものとみなす。
(サービスの利用)

第 14 条 受給者は、支給決定されたサービスを利用するときは、指定事業者と利用契約を結び、決定された支給量の範囲内でサービスを受けるものとする。

2 前項において、当該指定事業者が前条の規定による代理受領を行う場合は、その旨を利用契約に明記するものとする。

(報告、指導等)

第 15 条 市長は、給付費の支給に関して必要があると認めるときは、受給者、指定事業者若しくはその従業者又は指定事業者であった者に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、これらの者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業を行う事業所、事務所その他当該事業に関係ある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により当該職員が質問又は検査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 市長は、第 1 項の規定により求める報告、提出、提示若しくは出頭、又は当該職員が行う質問若しくは検査により、適切な給付費の支給に関して必要があると認めるときは、受給者及び指定事業者に対し、指導若しくは助言を行うことができる。

5 受給者及び指定事業者は、第 1 項の規定に基づき市長が求める報告、提出、提示若しくは出頭、又は当該職員が行う質問若しくは検査に協力するとともに、前項に基づく指導又は助言を受けた場合においては、当該指導若しくは助言に従って改善を行わなければならない。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、給付費の支給に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(支給決定の有効期間に関する経過措置)

2 第 5 条第 2 項第 3 号の規定に関わらず、市長は、本要綱施行当初に限り、松江市移動支援事業及び松江市日中一時支援事業の利用の有効期間を平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31

日までの間で任意に設定するものとする。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 10 日）

この要綱は、平成 26 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 1 日）

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1)

松江市移動支援事業費用基準表

- 1 移動支援サービスに要する費用の額は、下記により算定する単位に10円を乗じて得た額とする。
- 2 1の規定により移動支援サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して算定するものとする。

イ 身体介護を伴う場合

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 所要時間 15分以上 45分未満 | 256 単位 |
| (2) 所要時間 45分以上 1時間 15分未満 | 404 単位 |
| (3) 所要時間 1時間 15分以上 1時間 45分未満 | 587 単位 |
| (4) 所要時間 1時間 45分以上 2時間 15分未満 | 669 単位 |
| (5) 所要時間 2時間 15分以上 2時間 45分未満 | 754 単位 |
| (6) 所要時間 2時間 45分以上 3時間 15分未満 | 837 単位 |
| (7) 所要時間 3時間 15分以上の場合 | 921 単位に所要時間 3時間 15分から計算して所要時間 30分を増すごとに <u>83</u> 単位を加算した単位数 |

ロ 身体介護を伴わない場合

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 所要時間 15分以上 45分未満 | 106 単位 |
| (2) 所要時間 45分以上 1時間 15分未満 | 197 単位 |
| (3) 所要時間 1時間 15分以上 1時間 45分未満 | 275 単位 |
| (4) 所要時間 1時間 45分以上の場合 | 345 単位に所要時間 1時間 45分から計算して所要時間 30分を増すごとに <u>69</u> 単位を加算した単位数 |

ハ 通勤通学等移動支援の場合

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 所要時間 15分以上 45分未満 | 106 単位 |
| (2) 所要時間 45分以上 1時間 15分未満 | 197 単位 |
| (3) 所要時間 1時間 15分以上 1時間 45分未満 | 275 単位 |
| (4) 所要時間 1時間 45分以上の場合 | 345 単位に所要時間 1時間 15分から計算して所要時間 30分を増すごとに <u>69</u> 単位を加算した単位数 |

ニ グループ移動支援の場合

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 所要時間 15分以上 45分未満 | 95 単位 |
| (2) 所要時間 45分以上 1時間 15分未満 | 177 単位 |
| (3) 所要時間 1時間 15分以上 1時間 45分未満 | 248 単位 |
| (4) 所要時間 1時間 45分以上の場合 | 311 単位に所要時間 1時間 45分から計算して所要時間 30分を増すごとに <u>62</u> 単位を加算した単位数 |

注1 移動支援(社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終える移動支援に限る。)時における外出中の介護をいう。)をいう。以下同じ。)を行う指

定事業者が移動支援サービスを行った場合は、現に要した時間ではなく、移動支援計画に位置付けられた内容の移動支援サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2 指定事業者が、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児（者）（身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級または2級に該当する障害児（者））、全身性障害児（者）（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級または2級に該当する障害児（者）であって両上肢及び両下肢のうち二肢以上に機能の障害を有するもの又はこれに準ずる障害児（者）をいう。）、知的障害児（者）、精神障害児（者）又は難病患者等、これに準じて市長が認めたものに対し移動支援を行った場合に所定単位数を算定する。

3 身体介護を伴う場合にあつては、次のイ及びロに該当する利用者に対して移動支援を行った場合に所定単位数を算定する。

イ 区分2以上（障害児にあつては、これに相当する支援の度合）にあること

ロ 次の(a)から(e)までに掲げる項目のいずれかについて、それぞれ(a)から(e)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること

(a) 歩行 「全面的な支援が必要」

(b) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(c) 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(d) 排尿 「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

(e) 排便 「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

4 別に市長が認めた場合であつて、同時に2人の指定事業者の従業者が1人の利用者に対し移動支援サービスを行ったときは、それぞれの従業者が行う移動支援サービスにつき所定単位数を算定する。

5 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に移動支援サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に移動支援サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する訓練等給付費（共同生活援助を除く）、旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に通所している間、若しくは松江市が実施する地域活動支援センター及び日中一時支援サービスを利用している間は、移動支援サービス費は、算定しない。

松江市日中一時支援事業費用基準表

- 1 日中一時支援サービスに要する費用の額は、下記により算定する単位に10円を乗じて得た額とする。
- 2 1の規定により日中一時支援サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して算定するものとする。

イ 障がい者日中一時支援サービス費

(1) 障害支援区分なし・1・2 509 単位

(2) 障害支援区分3 583 単位

- (3) 障害支援区分 4 648 単位
- (4) 障害支援区分 5 784 単位
- (5) 障害支援区分 6 923 単位

ロ 障がい児日中一時支援サービス費

- (1) 区分 1 509 単位
- (2) 区分 2 615 単位
- (3) 区分 3 784 単位

注 1 指定事業者が日中一時支援サービスを行った場合は、利用者の障害の程度に応じて法第 4 条第 4 項に基づく障害支援区分又は市長が別表 2 に定める区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、医師により別に市長が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害児（者）若しくはこれに準ずる障害児（者）又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害児（者）に対し、医療機関である指定事業者が、日中一時支援サービスを行った場合は、所定単位数にかかわらず、1 日につき 1,723 単位を算定し、重症心身障害児（者）（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（者）をいう。）である利用者に対し、医療機関である指定事業者が、日中一時支援サービスを行った場合は、所定単位数にかかわらず、1 日につき 2,735 単位を算定する。

2 注 1 の規定により算定する単位数に、現に要した時間ではなく、指定日中一時支援に要する時間として利用者の意向を踏まえて設定した時間に応じて次に掲げる割合を乗じて得た単位数を算定する。

- イ 所要時間 4 時間以下 100 分の 25
- ロ 所要時間 4 時間を超え 8 時間以下 100 分の 50
- ハ 所要時間 8 時間を超える場合 100 分の 75

3 指定事業者が支給決定障害者等（以下「低所得利用者」という。）に対し食事の提供を行った場合は、1 日につき 30 単位を所定単位数に加算する。

4 利用者に対しその居宅と事業所との間の送迎を行った場合又は障害児の利用者に対し事業所と学校との間の送迎を行った場合は、片道につき 54 単位を所定単位数に加算する。

5 利用者が旧法施設支援を受けている間、児童福祉施設に通所している間又は松江市が行う地域活動支援センターを利用している間は、日中一時支援サービス費は、算定しない。

6 日中一時支援の 3 月間の利用者の数の平均値が運営規程に定められている利用定員の数に 100 分の 105 を乗じて得た数を超える場合又は 1 日の利用者の数が当該利用定員の数に 100 分の 120 を乗じて得た数を超える場合には、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定する。

松江市地域活動支援センターⅡ型事業費用基準表

1 地域活動支援センターⅡ型サービスに要する費用の額は、下記により算定する単位数に 10 円を乗じて得た額とする。

2 1 の規定により地域活動支援センターⅡ型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に

10 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して算定するものとする。

イ 単独型身体障害者デイサービス費（Ⅰ）

（1）所要時間 4 時間以下

（一）区分 1 279 単位

（二）区分 2 302 単位

（三）区分 3 327 単位

（2）所要時間 4 時間を超え 6 時間以下

（一）区分 1 466 単位

（二）区分 2 504 単位

（三）区分 3 545 単位

（3）所要時間 6 時間を超える場合

（一）区分 1 604 単位

（二）区分 2 657 単位

（三）区分 3 708 単位

ロ 単独型身体障害者デイサービス費（Ⅱ）

（1）所要時間 4 時間以下

（一）区分 1 214 単位

（二）区分 2 239 単位

（三）区分 3 262 単位

（2）所要時間 4 時間を超え 6 時間以下

（一）区分 1 357 単位

（二）区分 2 398 単位

（三）区分 3 438 単位

（3）所要時間 6 時間を超える場合

（一）区分 1 466 単位

（二）区分 2 518 単位

（三）区分 3 568 単位

ハ 併設型身体障害者デイサービス費（Ⅰ）

（1）所要時間 4 時間以下

（一）区分 1 107 単位

（二）区分 2 126 単位

（三）区分 3 146 単位

（2）所要時間 4 時間を超え 6 時間以下

（一）区分 1 181 単位

（二）区分 2 210 単位

（三）区分 3 243 単位

（3）所要時間 6 時間を超える場合

（一）区分 1 233 単位

(二)区分2 274 単位

(三)区分3 316 単位

ニ 併設型身体障害者デイサービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 4 時間以下

(一)区分1 42 単位

(二)区分2 63 単位

(三)区分3 82 単位

(2) 所要時間 4 時間を超え 6 時間以下

(一)区分1 72 単位

(二)区分2 103 単位

(三)区分3 136 単位

(3) 所要時間 6 時間を超える場合

(一)区分1 94 単位

(二)区分2 135 単位

(三)区分3 178 単位

ホ 単独型知的障害者・精神障害者デイサービス費

(1) 所要時間 4 時間以下

(一)区分1 213 単位

(二)区分2 242 単位

(三)区分3 269 単位

(2) 所要時間 4 時間を超え 6 時間以下

(一)区分1 355 単位

(二)区分2 403 単位

(三)区分3 450 単位

(3) 所要時間 6 時間を超える場合

(一)区分1 463 単位

(二)区分2 524 単位

(三)区分3 584 単位

ヘ 併設型知的障害者・精神障害者デイサービス費

(1) 所要時間 4 時間以下

(一)区分1 149 単位

(二)区分2 178 単位

(三)区分3 205 単位

(2) 所要時間 4 時間を超え 6 時間以下

(一)区分1 248 単位

(二)区分2 295 単位

(三)区分3 342 単位

(3) 所要時間 6 時間を超える場合

- (一)区分1 323 単位
- (二)区分2 384 単位
- (三)区分3 446 単位

注1 利用者に対して、指定事業者の従業者が地域活動支援センターⅡ型サービスを行った場合は、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の障害の程度に応じて市長が別表2に定める区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域活動支援センターⅡ型サービス計画に位置付けられた内容の地域活動支援センターⅡ型サービス等を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。

- 2 イ、ハ、ホ及びヘについては、指定事業者の事業所において、当該事業所に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等、当該事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長が認めた場合は、地域活動支援センターⅡ型サービス計画上食事の提供を行うこととなっている低所得利用者に対し1日につき30単位を所定単位数に加算する。
- 3 イ、ハ、ホ及びヘについては、利用者に対し入浴介助を行った場合は、1日につき40単位を所定単位数に加算する。
- 4 利用者に対しその居宅と事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき21単位を所定単位数に加算する。
- 5 利用者が短期入所を受けている間又は旧法施設支援を受けている間及び松江市が行う日中一時支援サービスを利用している間は、地域活動支援センターⅡ型サービス費は、算定しない。
- 6 地域活動支援センターⅡ型サービスの3月間の利用者の数の平均値が運営規程に定められている利用定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合又は1日の利用者の数が当該利用定員の数に100分の120を乗じて得た数を超える場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。

松江市訪問入浴サービス事業費用基準表

- 1 訪問入浴サービスに要する費用の額は、下記により算定する単位に10円を乗じて得た額とする。
- 2 1の規定により松江市訪問入浴サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して算定するものとする。

イ 訪問入浴サービス費（1回につき）

1,266 単位

(別表2)

日中一時支援事業及び松江市地域活動支援センターⅡ型事業の費用基準に係る市長が定める区分

別表1に規定する市長が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、それぞれ当該各号に定める程度であると市長が認める程度とする。

- 1 区分3 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
- 2 区分2 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
- 3 区分1 区分3及び区分2に該当しない程度であり、かつ、食事、排せつ、入浴および移動のうち1以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要とする程度

注1 著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度とは、次のイからへにまでに掲げる項目の状態について、「ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要」として1つ以上に認定されている程度をいう。

- イ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動
 - ロ 睡眠障害や食事・排せつにかかる不適応行動(多飲水や過飲水を含む。)
 - ハ 自分を叩いたり傷つけたり、他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為
 - ニ 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する
 - ホ 再三の手洗いや繰り返しの確認のために日常動作に時間がかかる
 - へ 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。
 - ト 学習障害のため、読み書きが困難。
- 2 行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度とは、次のイからへにまでに掲げる項目の状態について、「週に1回以上の支援や配慮等が必要」として1つ以上に認定されている程度をいう。
- イ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動
 - ロ 睡眠障害や食事・排せつにかかる不適応行動(多飲水や過飲水を含む。)
 - ハ 自分を叩いたり傷つけたり、他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為
 - ニ 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する
 - ホ 再三の手洗いや繰り返しの確認のために日常動作に時間がかかる
 - へ 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。
 - ト 学習障害のため、読み書きが困難。